

防衛装備庁公示第16号
平成27年10月1日
一部改正：防衛装備庁公示第264号
令和7年2月3日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官
石川 武

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

- カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
1	99式自走155mmりゅう弾砲の製造に係る契約	ア	27.10.1	99式自走155mmりゅう弾砲の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
2	砲身、99式自走155mmりゅう弾砲用の製造に係る契約	ア	27.10.1	砲身、99式自走155mmりゅう弾砲用の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
3	9mm機関けん銃の製造に係る契約	ア	27.10.1	9mm機関けん銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
4	89式5.56mm小銃の製造に係る契約	ア	27.10.1	89式5.56mm小銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
5	水上発射管HOS－303の製造に係る契約	ア	27.10.1	水上発射管HOS－303の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
6	76mm発煙弾発射機の製造に係る契約	ア	27.10.1	76mm発煙弾発射機の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
7	AH－1S整備用部品（国産・20mm機関砲用）の製造に係る契約	ア	27.10.1	AH－1S整備用部品（国産・20mm機関砲用）の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
8	銃身ASSY、74式車載7.62mm機関銃の製造に係る契約	ア	28.1.12	銃身ASSY、74式車載7.62mm機関銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
9	9 6 式 4 0 mm 自動てき弾銃の製造に係る契約	ア	28. 1. 29	9 6 式 4 0 mm 自動てき弾銃の製造に必要な武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第 1 班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
1 0	砲身，装輪 1 5 5 mm りゅう弾砲（試験用）の製造に係る契約	ア	28. 11. 21	砲身，装輪 1 5 5 mm りゅう弾砲の製造に必要な武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
1 1	砲身 A S S Y， 8 7 式自走高射機関砲用の製造に係る契約	ア、イ	28. 11. 21	砲身 A S S Y， 8 7 式自走高射機関砲用の製造に必要なライセンス実施権をスイス連邦ラインメタルエアディフェンス社から認められていること又は認められる見込みがあること及び武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
1 2	7 0 式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）発射器の製造に係る契約	ア	28. 11. 30	7 0 式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）発射器の製造に必要な武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
13	10式戦車用部品（復座機ASSY） の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な10式戦車用部品（復座機ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
14	90式戦車用部品（戦車砲用）（復座機ASSY）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な90式戦車用部品（戦車砲用）（復座機ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
15	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（パノラマ眼鏡）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な99式自走155mmりゅう弾砲用部品（パノラマ眼鏡）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
16	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（位置姿勢標定器）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な99式自走155mmりゅう弾砲用部品（位置姿勢標定器）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
17	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（射撃制御装置）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な99式自走155mmりゅう弾砲用部品（射撃制御装置）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
18	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（弾薬トレイASSY）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な99式自走155mmりゅう弾砲用部品（弾薬トレイASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
19	99式自走155mmりゅう弾砲用部品（直接照準眼鏡ASSY）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要な99式自走155mmりゅう弾砲用部品（直接照準眼鏡ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
20	儀じよう銃	ア	30.5.24	儀じよう銃の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
21	カートリッジ・アクチュエータ（改）の製造に係る契約	ア	30.8.20	カートリッジ・アクチュエータ（改）の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
22	62口径5インチ砲用砲身の製造に係る契約	ア	30.10.10	62口径5インチ砲用砲身の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
2 3	試験用機関銃（Ⅳ型）の製造に係る契約	ア	1. 9. 10	試験用機関銃（Ⅳ型）の製造に必要なとなる武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第 1 班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
2 4	2 0 式 5. 5 6 mm 小銃の製造に係る契約	ア	2. 9. 15	2 0 式 5. 5 6 mm 小銃の製造に必要なとなる武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
2 5	礼砲（3 インチ）の製造に係る契約	ア	2. 12. 3	礼砲（3 インチ）の製造に必要なとなる武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
2 6	プラスチックソノブイランチコンテナの製造に係る契約	ア	3. 10. 25	プラスチックソノブイランチコンテナの製造に必要なとなる武器等製造法（昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
2 7	与圧ソノブイ・ランチャの製造に係る契約	キ	4. 11. 14	与圧ソノブイ・ランチャの製造に必要なとなる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
28	第1段階20式5.56mm小銃用特殊工具セットの製造に係る契約	キ	4.11.14	第1段階20式5.56mm小銃用特殊工具セットの製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
29	第2・3段階20式5.56mm小銃用特殊工具セットの製造に係る契約	キ	4.11.14	第2・3段階20式5.56mm小銃用特殊工具セットの製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
30	16式機動戦闘車砲塔用特殊工具セット（105mm施線砲用）の製造に係る契約	キ	4.11.24	16式機動戦闘車砲塔用特殊工具セット（105mm施線砲用）の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
31	19式装輪自走155mmりゅう弾砲火砲部用特殊工具セットの製造に係る契約	キ	4.11.24	19式装輪自走155mmりゅう弾砲火砲部用特殊工具セットの製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
32	19式装輪自走155mmりゅう弾砲車体部用特殊工具セットの製造に係る契約	キ	4.11.24	19式装輪自走155mmりゅう弾砲車体部用特殊工具セットの製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
33	てき弾発射器（20式5.56mm小銃用）の製造に係る契約	イ	4.12.12	てき弾発射器（20式5.56mm小銃用）の製造に必要なライセンス実施権をイタリア共和国ファブリカ ダルミ ピエトロ ベレッタ社から認められていること又は認められる見込みがあること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
34	53cm水中発射管HU-606Cの製造に係る契約	キ	5.4.13	53cm水中発射管HU-606Cの製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
35	信号発射筒7型改4の製造に係る契約	キ	5.6.30	信号発射筒7型改4の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
36	信号発射筒8型改5の製造に係る契約	キ	5.6.30	信号発射筒8型改5の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
37	81mm迫撃砲L16用照準具の製造に係る契約	キ	5.6.30	81mm迫撃砲L16用照準具の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
38	120mm迫撃砲RT用照準具の製造に係る契約	キ	5.6.30	120mm迫撃砲RT用照準具の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
39	ストア・キャリア模擬装置の製造に係る契約	キ	5.6.30	ストア・キャリア模擬装置の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
40	55式信号けん銃の製造に係る契約	キ	5.7.21	55式信号けん銃の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
41	信号けん銃用マウントの製造に係る契約	キ	5.7.21	信号けん銃用マウントの製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
42	ボンブラック BRU-12/A（ ）の製造に係る契約	キ	5.7.21	ボンブラック BRU-12/A（ ）の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
4 3	ポンブラック BRU-15/A () の製造に係る契約	キ	5.7.21	ポンブラック BRU-15/A () の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
4 4	ポンブラック AERO-1A () アダプターの製造に係る契約	キ	5.7.21	ポンブラック AERO-1A () アダプターの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
4 5	簡易型機雷敷設装置の製造に係る契約	キ	5.7.21	簡易型機雷敷設装置の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
4 6	イタリア国BENELLI社製の散弾銃に係る契約	ウ	5.7.31	イタリア国BENELLI社製の散弾銃に関する製品の販売に必要な輸入販売代理権をイタリア国BENELLI社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
4 7	潜水艦魚雷防御システム発射装置の製造に係る契約	キ	5.7.31	潜水艦魚雷防御システム発射装置の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
48	21. 5mm信号拳銃の製造に係る契約	キ	5.8.3	21. 5mm信号拳銃の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
49	水上艦用機関銃架（遠隔操作型）の製造に係る契約	キ	5.8.3	水上艦用機関銃架（遠隔操作型）の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
50	銃身部、5. 56mm機関銃MINIMI用の製造に係る契約	ア	5.8.10	銃身部、5. 56mm機関銃MINIMI用の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
51	12. 7mm重機関銃（QCB）用銃身（維持用）の製造に係る契約	ア	5.8.10	12. 7mm重機関銃（QCB）用銃身（維持用）の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
52	水上艦用機関銃架（3形）の製造に係る契約	キ	5.9.5	水上艦用機関銃架（3形）の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
53	74式車載7.62mm機関銃用ピントル・マウント（UH-60JA用）の製造に係る契約	エ	5.9.12	74式車載7.62mm機関銃用ピントル・マウント（UH-60JA用）の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
54	120mm迫撃砲RT用装填訓練装置	キ	5.10.6	120mm迫撃砲RT用装填訓練装置の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
55	スウェーデン王国A i m p o i n t A B製の照準補助具（20式5.56mm小銃用）に係る契約	ウ	5.10.16	スウェーデン王国A i m p o i n t A B製の照準補助具（20式5.56mm小銃用）の販売に必要な輸入販売代理権をスウェーデン王国A i m p o i n t A Bから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
56	30mm機関砲の製造に係る契約	ア	5.11.2	30mm機関砲の製造に必要な武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
57	独国 Heckler&Koch 社製の9mm拳銃S F P 9に係る契約	ウ	6.1.12	独国 Heckler&Koch 社製の9mm拳銃S F P 9に関する製品の販売に必要な輸入販売代理権を独国 Heckler&Koch 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
58	独国 Heckler&Koch 社製の7.62mm対人狙撃銃G28E2に係る契約	ウ	6.1.22	独国 Heckler&Koch 社製の7.62mm対人狙撃銃G28E2に関する製品の販売に必要な輸入販売代理権を独国 Heckler&Koch 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
59	独国 Heckler&Koch 社製の9mm拳銃SFP9用特殊工具セットに係る契約	ウ	6.1.29	独国 Heckler&Koch 社製の9mm拳銃SFP9用特殊工具セットに関する製品の販売に必要な輸入販売代理権を独国 Heckler&Koch 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
60	イスラエル国 Smart Shooter 社製の20式小銃用射撃管制システムに係る契約	ウ	6.6.12	イスラエル国 Smart Shooter 社製の20式小銃用射撃管制システムの販売に必要な輸入販売代理権をイスラエル国 Smart Shooter 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
61	照準眼鏡(20式5.56mm小銃用)の製造に係る契約	キ	6.6.14	照準眼鏡(20式5.56mm小銃用)の製造に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
62	米国SUREFIRE LLC製の夜間視認具(20式5.56mm小銃用)に係る契約	ウ	6.6.24	米国SUREFIRE LLC製の夜間視認具(20式5.56mm小銃用)に関する製品の販売に必要な輸入販売代理権を米国SUREFIRE LLCから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
6 3	潜水艦魚雷防御システム発射装置発射筒整備用架台の製造に係る契約	キ	6.6.27	潜水艦魚雷防御システム発射装置発射筒整備用架台の製造に係る契約の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
6 4	シングル・ストア・トローリーの製造に係る契約	キ	6.7.8	シングル・ストア・トローリーの製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
6 5	航空機用弾薬搭載器材の製造に係る契約	キ	6.7.10	航空機用弾薬搭載器材の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
6 6	3 1／2 tトラック用車載銃架3型の製造に係る契約	キ	6.8.9	3 1／2 tトラック用車載銃架3型の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
6 7	12.7mm重機関銃用対空銃架（Ⅱ型）の製造に係る契約	キ	6.8.9	12.7mm重機関銃用対空銃架（Ⅱ型）の製造に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合わせ先)
6 8	UH-1 J 用ガン・マウント・キット (上部構成品 4 型) の製造に係る契約	キ	6. 10. 29	UH-1 J 用ガン・マウント・キット (上部構成品 4 型) の製造に必要な製造図書 (製造図面、組 立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資 料) を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第 1 班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
6 9	3 0 mm 遠隔操縦機関砲の製造に係る 契約	ア	6. 11. 5	3 0 mm 遠隔操縦機関砲の製造に必要な武器等 製造法 (昭和 2 8 年法律第 1 4 5 号) 第 3 条に規定 する経済産業大臣の許可を受けていること又は受け る見込みがあることが証明できること。	
7 0	独国 Heckler&Koch 社製の 7. 6 2 m m 対人狙撃銃 G 2 8 E 2 用特殊工具セ ットに係る契約	ウ	6. 11. 29	独国 Heckler&Koch 社製の 7. 6 2 mm 対人狙撃銃 G 2 8 E 2 用特殊工具セットに関する製品の販売に 必要な輸入販売代理権を独国 Heckler&Koch 社から 認められていること又は認められる見込みがあるこ とが証明できること。	
7 1	独国 Heckler&Koch 社製の特殊小銃 (B) に係る契約	ウ	6. 11. 29	独国 Heckler&Koch 社製の特殊小銃 (B) に関する 製品の販売に必要な輸入販売代理権を独国 Heckler &Koch 社から認められていること又は認められる見 込みがあることが証明できること。	
7 2	独国 Heckler&Koch 社製の自動小銃, 銃 身部 A S S Y に係る契約	ウ	7. 2. 3	独国 Heckler&Koch 社製の自動小銃, 銃身部 A S S Y に関する製品の販売に必要な輸入販売代理権を独国 Heckler&Koch 社から認められていること又は認め られる見込みがあることが証明できること。	